

入 札 公 告

ヘリコプターテレビ伝送中継システム等整備に係る実施設計業務委託について、次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6の規定により次のとおり公告します。

平成24年7月18日

奈良県知事 荒 井 正 吾

第1 競争入札に付する事項等

- 1 業 務 名 ヘリコプターテレビ伝送中継システム等整備に係る実施設計業務委託
- 2 業 務 場 所 奈良県ヘリポート及び奈良県防災行政無線施設 他
- 3 業 務 概 要 ヘリコプターテレビ伝送中継システム等実施設計業務
- 4 業 務 期 間 契約の翌日～平成25年3月31日
- 5 予 定 価 格 11,382,000円（消費税及び地方消費税含む）
- 6 最低制限価格 8,746,500円（消費税及び地方消費税含む）
- 5 入札保証金 免除
- 6 契約保証金 奈良県契約規則（昭和39年奈良県規則第14号）第19条によります。
- 7 入 札 方 法 入札書
- 8 入 札 回 数 1回
- 9 落札者の決定方法 最低制限価格制度を採用
詳細は入札説明書によります。
- 10 前払金 請求可

第2 競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加することができる者は、次の要件を満たしている者であつて、参加資格の審査において参加資格の認定を受けた者とする。

- （1）自治法令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （2）奈良県入札参加者登録に記載のあること。
- （3）奈良県入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。
- （4）ヘリコプターテレビ伝送中継システム等整備に係る実施設計、あるいは都道府県防災行政無線整備に係る実施設計の事業実績を有する者であること。
- （5）第二級陸上無線技術士相当以上の無線従事者資格を有する者を配置できる者であり、当該担当技術者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。

第3 入札日程

手 続 等	期間・期日・期限	場 所 等
入札説明書及び仕様書等の交付 (奈良県ホームページからダウンロードしてください。)	平成24年7月18日(水) ～ 平成24年8月9日(木)	ホームページアドレス http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-28681.htm
入札説明書及び仕様書等に関する質問 (質問は入札説明書及び仕様書等に関することに限ります。)	平成24年7月24日(火) 午前10時～午前16時 <u>電子メールに限る。</u>	送付先メールアドレス syobo@office.pref.nara.lg.jp 奈良県総務部知事公室消防救急課長あて
質問に対する回答 ※奈良県ホームページに掲載します。	平成24年7月31日(火)	ホームページアドレス http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-28681.htm
入札・開札	平成24年8月9日(木) 午前10時00分	奈良県奈良市登大路町30番地 2階 災害対策本部室内
競争入札参加資格確認申請書等の提出 (落札候補者のみ)	平成24年8月10日(金) 午後4時まで <u>持参に限る。</u>	奈良県奈良市登大路町30番地 2階 消防救急課内

※上記の期間は、奈良県の休日を定める条例(平成元年3月奈良県条例第32号)第1条第1項に規定する県の休日を除きます。時間の指定のないものは午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除きます。)です。

第4 競争入札参加資格の確認

落札候補者は、入札説明書の定めるところにより、開札後、競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料(以下、「競争入札参加資格確認申請書等」といいます。)を提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。

第5 契約の解除等

落札者が契約の締結までに(1)から(8)までのいずれかに該当すると認められるときは、落札者と契約を締結しないものとします。

契約締結後、契約者が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

(1) 役員等(法人にあっては役員(非常勤の者を含みます。)、支配人及び支店又は営業所の代表者を、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいいます。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律

第77号。以下「法」といいます。)第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。
以下同じ。)であるとき。

- (2) 暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」といいます。)に当たって、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る下請契約等に当たって、(1)から(5)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合((6)に該当する場合を除きます。)において、契約担当者が下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。
- (8) この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を契約担当者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

第6 問い合わせ先等

〒630-8501

奈良県奈良市登大路町30番地

奈良県総務部知事公室消防救急課 消防救急係

電 話 0742-27-8423 (内線2279)

F A X 0742-27-0090

第7 その他

詳細は、入札説明書によります。